

---

---

## 第5章 整備基本計画

### 1. 遺構の保存および維持管理の指針

#### 1-1 遺構の保存および維持管理の計画

遺構の保存およびその維持管理工事は、当史跡において最も優先されるべき事項である。地上に露出する遺構の保存および維持管理については、以下のように計画する。

- ・ 最適な保存科学技術を用い、現状の姿を保持する。
- ・ 保存対策工事に先立ち、十分な科学的調査を行う。
- ・ 調査や対策工事において、掘削を伴う場合等、地表下の改変の可能性がある場合には、事前に発掘調査を行う。
- ・ 各種調査、工事においては、岩盤崩落の危険性を認識し、必要な安全対策を講ずる。
- ・ 保存対策は短期整備段階で概略を終了し、それ以降については中・長期の実施計画を別途策定する。
- ・ 長期整備となる定期的かつ継続的な維持管理工事について、必要に応じて検討し、実施する。

#### 1-2 維持管理の全体計画

人々に長く愛され、広く親しまれる史跡として活用していくためには、整備終了後も適切な維持管理が必要不可欠である。清掃等の日常管理等、事業の性格から、行政が担うべき事業内容を以下に挙げる。

①遺構の保存に関わること。

- ・ 第1切通崩落対策工事(～平成16年施工)後の定期的なモニタリングと維持管理・追加工事。
- ・ その他の切通、やぐら群、切岸、石塔類等の保存対策(未施工)後の定期的な維持管理工事。

②草刈等の恒常的な維持管理をはじめとする緑地保全。

③学術調査(発掘調査・文献史学調査・歴史地理学的調査等)。

④史跡の維持管理への市民参加についての支援を行う。

### 2. 各種調査検討計画

今後の整備過程で調査検討すべき項目には、遺構の保存対策、考古学調査、文献史学調査、都市計画上の調査、自然環境調査等がある。その中から、遺構の保存対策工事に先立つ情報収集を目的とした現況調査と、歴史的な空間を活かした整備に向け、優先すべき考古学調査の計画を示す。

#### 2-1 遺構の現況調査計画

##### 2-1-1 遺構の遺存状況調査計画

基礎調査として、地表地質踏査による現況把握を行う。

調査項目：

- ・ 地質および、地山の状況把握。
- ・ 各遺構の位置、分布範囲の把握。
- ・ 表面風化等の損壊状況の把握。
- ・ 保存対策の必要性およびその緊急性の把握。

---

---

## 2-1-2 遺構の保存検討計画

調査結果にもとづき、緊急な対策の必要性の高い遺構(または範囲)から順に、保存対策検討のために必要な調査を行ったうえで第1期工事を行うとともに、その結果と経過をふまえて保存対策の基本設計を行う。次いで個々の遺構(または範囲)に対して、保存対策の実施設計、第2期工事を施工する。その後の保存対策は、状況に応じて個別かつ柔軟に対処する。また、各遺構、対策工法に応じた維持管理(モニタリング、維持管理工事)を検討する。

なお、第1切通では、第2期工事が終了した段階である。第2、第3切通、まんだら堂やぐら群および大切岸については、地表地質踏査による現況調査(詳細は資料編現況調査参照)が終了した段階である。

史跡整備の過程において、保存対策の必要性が生じた場合には、適切な保存対策および維持管理を別途計画する。

## 2-2 考古学調査計画

### 2-2-1 遺構の調査計画

まんだら堂やぐら群については、全域の現況測量を行い、遺構の保存を優先する。

また、まんだら堂やぐら群の前面の平場については、必要かつ可能な範囲で、遺構の表現整備を実施するものとし、空間利用のあり方とその変遷についての情報を得ることを目的として発掘調査等の各種調査を優先的に実施するものとする。

この発掘調査にあたっては、以下を原則とする。

- ・ 平面発掘を基本とし、遺構の空間配置とその変遷を把握する。
- ・ 遺構確認までを原則とし、遺構覆土の発掘を行う場合は、必要最小限度の範囲に留める。
- ・ 調査後は、適切な方法で遺構を養生した上で、埋め戻して保護するものとする。
- ・ 必要に応じて、物理探査などの非破壊調査を行う。

また、前述のとおり、遺構の保存対策のための調査や工事、維持管理工事および便益施設の建設などの整備工事に伴い、必要最小限の発掘調査を実施するものとし、その目的と方法は上記に準じる。

### 2-2-2 遺物の調査計画

発掘調査によって出土した遺物は、必要な保存処理を施し、適切な場所に整理・保管し、公開するものとする。また、必要に応じて土壌分析、石材分析等の自然科学的な分析も実施するものとする。

やぐら内や平場等に数多く存在する五輪塔等の石塔類については、近年に移動されたことが明らかなものも多く、ほとんどが原位置を保っていないと推測されるが、現状を記録する必要がある。

これら石塔類については、以下の内容で調査を計画する。

- ・ 分布状況と、個数(各部位)の把握。
- ・ 形状、材質、風化(劣化)の度合い(保存対策の必要性、緊急性の把握)。
- ・ 現位置の測量と実測。

現段階では、現況調査(資料編参照)によって、分布概要と個数が把握されている。

### 2-2-3 遺物の保存計画

石塔類の保存対策は、以下の内容で計画する。

- ・ やぐらの外に置かれている石塔類は、雨風にさらされぬよう、適切な施設への保管を検討する。
- ・ やぐら内など、史跡地内に留め置く石塔類は、その置かれる環境(雨風のかかり具合など)に応じ

- た保存対策と、維持管理を実施する。
- ・ 風化(劣化)の激しいものから優先的に保存処理を行う。

### 3. 歴史空間ゾーンの整備基本計画

第4章で定めた各ゾーン毎に基本計画を定める。なお、実施計画策定に際し、十分な精査と検討を行う。

#### 3-1 A区：切通

歴史空間ゾーンA区切通の整備方針にもとづく各計画を表5-1に示す。

表5-1 A区：切通の整備基本計画

エリア	遺構の保存対策計画	考古学調査計画	遺構の展示計画	施設計画ほか
A-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保存対策施工後の定期的な維持管理工事。</li> <li>●樹木の伐採後の、樹根の処理。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●工事等に伴い、遺構への影響が生じない事前の調査。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●切通の壁面の露出展示。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●古道の佇まいに違和感のないよう、切通の外側に、説明板および案内板を設置。</li> <li>●迂回路から切通を見下ろす眺望を確保し、説明板を設置。</li> </ul>
A-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現況調査にもとづき、長期的な保存対策の検討と施工。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●園路の改修や、工事等による遺構への影響調査。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●切通の壁面の露出展示。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●古道の佇まいに違和感のないよう、切通の外側に、説明板および案内板を設置。</li> <li>●景観に配慮したうえで、歩きやすい園路の整備。</li> </ul>
A-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現況調査にもとづき、長期的な保存対策の検討と施工。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●園路の改修や、工事等による遺構への影響調査。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●遺構の展示・表示は行わない（調査の結果、往時の道幅等が明らかとなった場合等は整備工事の設計に反映させる）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●階段部分等、状況の悪い園路範囲の改修。</li> <li>●園路の分岐点および北端の出入口に案内板、道標の設置。</li> </ul>

#### 3-2 B区：まんだら堂やぐら群

歴史空間ゾーンB区まんだら堂やぐら群の整備方針にもとづく各計画を表5-2に示す。

表5-2 B区：まんだら堂やぐら群の整備基本計画

エリア	遺構の保存対策計画	考古学調査計画	遺構の展示計画	施設計画ほか
B-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急に保存措置が必要とされたやぐらの第1期工事の実施。</li> <li>●保存工事の対象とするやぐらを選定し、第1期工事の成果等にもとづき、第2期工事の実施。</li> <li>●工事後の定期的な維持管理のための工事方法について検討し、工事の実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●やぐら群の現況測量。</li> <li>●保存対策工事を講ずるやぐらのうち必要なものについての発掘調査。</li> <li>●石塔類の記録調査。</li> <li>●尾根上の廃屋等の撤去に伴う発掘調査。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●やぐら群の公開（外観を眺める）。</li> <li>●やぐら内部については、立入を制限。内部は実物大レプリカ等でガイダンス施設に展示。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●尾根上の廃屋等の撤去、整備。</li> <li>●遺構の保存、安全管理面を目的とし、B-1、B-2、B-3およびB-6を廻るフェンス、門扉の設置。</li> </ul>

B-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>●石塔の保存処理のための調査、対策工の検討および保管。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中世の空間利用を把握するための発掘調査。</li> <li>●遺構の展示・表示を行う火葬址の再発掘調査。</li> <li>●石塔の記録。</li> <li>●遺構の分布状況の推定および旧地形の把握を目的とする物理探査。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火葬址等の展示あるいは表示。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●入口(西側)に説明板を設置。</li> <li>●南側出入口に門を設置。</li> <li>●遺構の保存、安全管理面から、B-1、B-2、B-3 および B-6 を廻るフェンスの設置。</li> <li>●やぐら群との境界に低木の植栽等の検討。</li> <li>●パーク等の自然系舗装材を用いた舗装等の地盤整備。</li> </ul>
B-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>●石塔の保存処理のための調査、対策工の検討および保管。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中世の空間利用を把握するための発掘調査。</li> <li>●石塔の調査記録。</li> <li>●遺構の分布状況の推定および旧地形の把握を目的とする物理探査。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●遺構の表現整備や、調査結果をふまえた園路整備。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●園路の設置。</li> <li>●説明板の設置。</li> <li>●植栽の整備。</li> <li>●遺構の保存、安全管理面から、B-1、B-2、B-3 および B-6 を廻るフェンスの設置。北側出入口に門を設置。</li> <li>●やぐら群との境界に低木の植栽等の検討。</li> </ul>
B-4	<ul style="list-style-type: none"> <li>●やぐら群に関しては、中央のやぐら群 (B-1) に準じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●やぐら群の現況測量。</li> <li>●保存対策工を講ずるやぐら内部の必要最小限の発掘調査。</li> <li>●石塔の調査記録。</li> <li>●第3切通西側・東側平場の発掘調査。</li> <li>●園路の敷設に先立ち、地下遺構への影響把握を目的とした発掘調査。</li> <li>●遺構の分布状況の推定および旧地形の把握を目的とする物理探査。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●今後の考古学調査の結果による、遺構の展示・表示の検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平場の芝生広場整備。芝生広場にベンチ、野外卓等を設置。</li> <li>●案内板、道標、説明板の設置。</li> <li>●西側平場の西端部では、景観に考慮した植栽整備。</li> </ul>
B-5	<ul style="list-style-type: none"> <li>●やぐら群に関しては、中央のやぐら群 (B-1) に準じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●やぐら群の現況測量。</li> <li>●保存対策工を講ずるやぐら内部の必要最小限の発掘調査。</li> <li>●石塔の調査記録。</li> <li>●遺構の分布状況の推定および旧地形の把握を目的とする物理探査。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●遺構の展示・表示は行わない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●設備等の設置は行わない。</li> <li>●外側の園路から立ち入りができないような植栽の検討。</li> <li>●平場の草刈。(平場地形が B-4 内の園路から眺めても確認できるようにする。)</li> </ul>
B-6	<ul style="list-style-type: none"> <li>●やぐら群に関しては、中央のやぐら群 (B-1) に準じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●やぐら群の現況測量。</li> <li>●保存対策工を講ずるやぐら内部の必要最小限の発掘調査。</li> <li>●石塔の調査記録。</li> <li>●遺構の分布状況の推定および旧地形の把握を目的とする物理探査。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●光輪のあるやぐら (No.103) については、実物大レプリカ等でガイダンス施設への展示の検討。</li> <li>●今後の考古学調査の結果による、遺構の展示・表示の検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●遺構の保存、安全管理面から、B-1、B-2、B-3 および B-6 を廻るフェンスの設置。</li> </ul>

### 3-3 C区：大切岸

歴史空間ゾーンC区大切岸の整備方針にもとづく各計画を表5-3に示す。

表5-3 C区：大切岸の整備基本計画

エリア	遺構の保存対策計画	考古学調査計画	遺構の展示計画	施設計画ほか
C-1	●緊急的な対策は必要ないが、地質踏査による現況調査結果に基づいた対策工の検討と実施。	●園路の敷設に先立ち、地下遺構への影響把握を目的とした発掘調査。	●大切岸の崖面の展示。(下の平場から眺める。)	●尾根筋の通路を園路として整備。 ●ハイランド側の出入口に案内板の設置。
C-2	●短・中期的な保存対策は計画しない。	●園路の敷設に先立ち、地下遺構への影響把握を目的とした発掘調査。	●遺構の展示・表示は行わない。	●説明板、案内板の設置。 ●平場の貼芝と、ベンチ等の設置。 ●尾根道の園路と並行する新たな園路を敷設(幅員は1.5~2m以内)。西端の高さ約1mの段差には階段を新設。 ●遺構の保護と転落防止を目的とした柵の設置の検討。(柵は景観に配慮した目立たないデザインとする。)
C-3	●やぐら群に関しては、B区「まんだら堂やぐら群」中央のやぐら群(B-1)に準じる。	●やぐら群の現況測量。 ●保存対策工を講ずるやぐら内部の必要な発掘調査。 ●園路の敷設に先立ち、地下遺構への影響把握を目的とした発掘調査。	●遺構の展示・表示は行わない。	●尾根筋の通路を園路として整備。 ●法性寺側出入口に案内板を設置。
C-4	●短・中期的な保存対策は計画しない(踏査による現況調査結果に基づき対策を検討する)。	●遺構表現を目的とした発掘調査は計画しない。	●東側奥の右切場跡の展示。	●東側の右切場跡の展示箇所までの園路の改修。道標、説明板および展示遺構内への立ち入り防止のための柵の設置。 ●定期的な草刈または植樹。その他の緑地保全。

## 4. 便益施設ゾーンの整備基本計画

便益施設ゾーンの整備方針にもとづく各計画を表5-4に示す。

表5-4 D区：便益施設ゾーンの整備基本計画

エリア	遺構の保存対策計画	考古学調査計画	遺構の展示計画	施設計画ほか
D-1	●計画しない。	●施設工事に伴う、最小必要限りの発掘調査	●遺構の展示・表示は行わない。	●案内板、休憩施設、便所等の設置。 ●管理用資材倉庫の併設。
D-2	●計画しない。	●施設工事に伴う、最小必要限りの発掘調査	●遺構の展示・表示は行わない。	●案内板、休憩施設、便所等の設置。

休憩施設、便所等を備えた便益施設は、史跡の雰囲気や景観に配慮したデザインを心がけ、設置する。設置箇所のD-1、D-2の2地点とも、遺構の公開展示場所からは見えない位置であるが、参考例(写真5-1,2)のように緑の中に景観をそこなわぬよう設置する。そのため、周囲の植栽を検討する。



写真 5-1 便益施設の事例 (京都市右京区)



写真 5-2 便益施設の事例 河村城跡(神奈川県山北町)

## 5. 緑地景観保全ゾーンの整備基本計画

緑地景観保全ゾーンでは、中世の植生の復原ではなく、現在の緑豊かな環境を保持することを基本とする。現在の地形、地質、気候条件にあった植生管理を行うため、群生構造調査を実施し、その結果に基づいて、それぞれの範囲にふさわしい植生に徐々に変換できるような緑地保全計画を立案し、実施する。特に植林地の間伐など、恒常的な管理が重要となる。他のゾーンの緑地部分においてもこれに準じる。緑地景観保全ゾーンの整備方針に基づいた遺構の保存対策計画、考古学調査計画、遺構の展示計画および施設計画を表5-5に示す。

表 5-5 E区：緑地景観保全ゾーンの整備基本計画

遺構の保存対策計画	考古学調査計画	遺構の展示計画	施設計画ほか
●計画しない(新たに遺構が発見された場合は別途検討する)。	●実施しない(園路整備等で必要な場合、必要最小限の発掘調査を行う)。	●計画しない。	●現通行路を利用した園路整備。 ●緑地の保全、植林地の間伐等の管理。

## 6. 景観整備の計画

### 6-1 史跡地内の景観

来訪者が、古道の佇まいを体感できる景観の整備を原則とし、違和感のあるものは撤去あるいは修景を行う。便益施設ゾーンなど、新たに設置するものについては、前述したように違和感のないようなデザインとし、華やかな設備は設置しない。

### 6-2 史跡地からの景観

史跡地内は緑地帯に囲まれているため、眺望のよい箇所としては、大切岸下の平場と、第3切通西側の平場西端の2箇所が挙げられる。大切岸下の平場からは、南側に逗子市街地、長柄桜山古墳群の向こうに三浦半島が遠望でき、良好な眺望である(写真5-3)。このような眺望を残すために、植栽や施設設置の際には十分に配慮する。歴史空間ゾーンからの景観においても、修景の必要がある場所については、地下遺構の保存に

影響の及ぼさない範囲で植樹を検討する。たとえば、第3切通西側の平場からは、相模湾が望めるものの、鎌倉市のゴミ処理場の煙突が目立つ(写真 5-4)。このような場所は高木を植樹して遮蔽するなどの方策も検討する。



写真 5-3 大切岸からの眺望



写真 5-4 第3切通西側平場からの眺望

### 6-3 史跡地外側からの景観

史跡指定地は、写真 5-5 に示すように外部からはほとんど緑豊かな緑地帯としての景観となっている。指定地を外から眺めた際の良好な景観を確保するにあたっては、歴史空間ゾーンおよびその隣接する緩衝地帯にある建造物等ふさわしくない物件の遮蔽・撤去等を検討する。



写真 5-5 史跡指定地南東側にあたる岩殿寺からの仰望

## 7. アクセス計画

史跡内の園路は現存の通路の使用を原則とするが、史跡指定地内を循環して見学できるよう、新園路の設置を行なう。ただし、調査によって古道の幅などについての情報が得られた場合や、新たに地下遺構の配置が明らかになる過程で通路跡や区画跡が検出された場合等は、積極的に整備に反映させるものとする。

中期整備となるB区まんだら堂やぐら群内の新園路は、今後の発掘調査の結果をふまえて、具体的なルートを計画する。

### 7-1 車輛動線

#### 7-1-1 駐車場

現状では、指定地の周辺区域に駐車スペースの確保は難しいため、短・中期整備においては来訪者用の駐車場を計画せず、長期整備において検討する。

---

---

### 7-1-2 緊急・管理車輛

緊急・管理車輛の駐車スペースの確保は整備の初期段階から必要である。史跡地の出入り口は「7-2 歩行者動線」で述べる5ヶ所であるが、車輛によるアクセスの場合、史跡指定地内に最も近い駐車スペースとなり得るのは、名越配水池付近の平場(便益施設ゾーンD-2エリア:亀ヶ岡団地口)のみである。その場所の便益施設に付随する形で1台以上の駐車スペースの確保を目指す。

### 7-1-3 定期バス路線

史跡への公共交通機関のアクセスは、バスの利用が最も有効である。史跡指定地周辺を運行するバスを以下に示す(最寄りの停留所を太字で示す)。最もわかりやすい史跡へのアクセスは「緑ヶ丘入口」で下車、小坪階段を登るルートである。

- ① J R 逗子駅～J R 鎌倉駅間 鎌 30 系統 名越経由(現在では朝夕のみ運行)  
J R 逗子駅～池田通り～久木西小路～**法性寺**～**緑ヶ丘入口**～長勝寺～名越～J R 鎌倉駅
- ② J R 逗子駅～亀ヶ岡団地循環 逗 29 系統 亀ヶ岡団地循環  
J R 逗子駅～池田通り～久木西小路～**法性寺**～**緑ヶ丘入口**～亀ヶ岡団地南～**亀ヶ岡団地北**～**緑ヶ丘入口**～**法性寺**～久木西小路～池田通り～J R 逗子駅
- ③ J R 逗子駅～ハイランド(循環)～J R 逗子駅 逗 22 系統 ハイランド循環  
J R 逗子駅～池田通り～ハイランド～**夕陽台公園前**～ハイランド～池田通り～J R 逗子駅
- ④ J R 鎌倉駅～ハイランド(循環)～J R 鎌倉駅 鎌 36 系統 ハイランド循環  
J R 鎌倉駅～浄明寺～ハイランド入口～**夕陽台公園前**～ハイランド入口～浄明寺～J R 鎌倉駅

## 7-2 歩行者動線

前述したように、史跡指定地周辺に駐車スペースが無いことから、史跡への来訪は基本的に徒歩あるいは、公共交通機関の利用となる。史跡地への出入口としては以下の5ヶ所となる。

- ① 小坪階段口  
J R 逗子駅または鎌倉駅よりバスにて「**緑ヶ丘入口**」下車、新逗子隧道脇の小坪階段を約40m登り、階段上の平場(便益施設ゾーンD-1エリア)から第1切通北側に出るルート。
  - ② 亀ヶ岡団地口  
J R 逗子駅より徒歩にて県道鎌倉・葉山線を鎌倉方面に進み(約1.5km)、新逗子隧道入り口横の階段を登り、亀ヶ岡団地北端の名越配水池脇の平場(便益施設ゾーンD-2エリア)から第1切通南側に出るルート。「**亀ヶ岡団地北**」バス停も利用できる。
  - ③ 鎌倉口  
J R 鎌倉駅より徒歩にて県道鎌倉・葉山線をJ R 名越トンネル方面に曲がり、踏切を渡る。右手の路地にはいり、そこからJ R 横須賀線・名越トンネル入口脇の坂道を約200m登って、第3切通北側へ向かうルート。手前には長勝寺、安国論寺があり、寺院と史跡の双方向のアクセスが期待できる。
  - ④ 法性寺口  
徒歩あるいは「**法性寺**」バス停より法性寺の境内、墓地を抜けて大切岸上の尾根道へ入るルート。法性寺山門から史跡地まで300m以上、境内を通過することとなるので、法性寺への配慮が必要となる
  - ⑤ 逗子ハイランド口  
鎌倉逗子ハイランドより浄明寺緑地(子ども自然ふれあいの森:鎌倉市管理)にはいり、その園路(散策路)
-

---

---

を約 150m 歩いて、大切岸上の尾根道東端へ至るルート。このルートは、衣張山ハイキングコース方面へとつながり、その先に杉本寺、報国寺がある。これらの寺院と双方向のアクセスが期待できる。やや距離はあるが、逗子ハイランド内の「夕陽台公園前」バス停も利用できる。

史跡指定地内の 3 つの歴史空間ゾーン内をそれぞれ循環して周れることを前提条件とし、園路は現有の通行路に加え新園路として、次の 2 ルートを整備する。

- 第 3 切通横の平場から、まんだら堂やぐら群の鎌倉側平場(B-3)、逗子側平場(B-2)を通り、第 1 切通(A-1)に至るルート。
- 大切岸下の平場(C-2)を縦貫し、尾根筋の現通行路と並走する園路。(階段の設置が必要な段差が 1 箇所ある)

「緑ヶ丘入口」バス停下車から小坪階段口を経る①小坪階段口ルートの利用を想定すると、以下のような史跡指定地内の動線の設定が可能となる。

「緑ヶ丘入口」バス停下車 → 小坪階段上の平場(D-1) → 第 1 切通迂回路 → 第 1 切通(A-1) → 第 2 切通(A-2) → まんだら堂やぐら群(B) → 大切岸上の尾根道 → 大切岸下の平場(C-2) → 第 3 切通(A-3) → 第 2 切通(A-2) → 小坪階段上の平場(D-1) → 「緑ヶ丘入口」バス停へ

園路は、現存する通行路をそのまま利用する。したがって、現存する通行路の特に幅の狭い箇所や足場の悪い箇所は必要に応じて改修工事等を行う。大切岸上の尾根道については、幅が狭く両脇は崖となっている範囲もあるため、強雨・強風等の気象条件あるいは、日没後の夜間等によっては、立ち入りを制限することも検討する。新園路や現存する通行路ですべりやすいところについては、過度な舗装は行わず、木チップ等の自然系舗装材等、景観の保全に配慮した素材を用いる。

## 8. 周辺整備の計画

### 8-1 関連事業の計画

史跡指定地周辺には、都市公園「名越緑地」「滝の谷緑地」および鎌倉市の「名越切通し特別保存地区」が存在し(図 3-5 参照)、これらは史跡の緩衝地帯としても、また公園機能を確保するためにも、周辺における各種整備事業と有機的に関係することが必要である。表 5-6 に関連事業の例を挙げる(平成 17 年 3 月現在)。

表 5-6 関連する補助事業例

補助事業名	所管	目的・概要	要件	主なメニュー
ウォーキングトレイル事業	国土交通省	<p>歩くことを通じた健康、福祉活動を支援し、魅力ある地域づくりを図るため、生活者がゆとりとうるおいを実感できる歩行者空間を整備する。</p> <p>●目標 「身体のウェルネス」：体力の維持・増進 「心のウェルネス」：ゆとり、うるおいのある心とライフスタイル 「地域のウェルネス」：魅力ある地域づくり</p>	<p>●豊かな景観や自然、歴史的・文化的施設等を連絡でき、訪れた人が安全かつ快適に散策などを楽しむことができるような地域</p>	<p>●対象施設：歩行者専用道、歩車共有道、歩道、休憩施設、案内標識</p> <p>●条件基準 地方公共団体などの道路部局、公園・河川等関係部局が地域住民やウォーキング関係団体等の利用者の参画を得て、以下の計画等を策定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ネットワーク計画 歩行者空間ネットワークは、多様性のある複数のルートを組み合わせて、それぞれの地域の個性を活かしたものとすると共に、健脚な人から高齢者まで誰もが体力に合わせて利用できるよう配慮した計画をする。既存の観光施設等を連絡し、公園や河川施設等を活用し、自動車交通と分離し、駅やバス停、駐車場等と接続させ、アクセスしやすいものとする。</li> <li>施設整備計画</li> <li>活用計画</li> </ol>
身近なまちづくり支援街路事業 〔歴史的環境整備地区〕	国土交通省	<p>豊かさを実感できる身近な生活空間の整備や、より質の高い街路空間の整備に対するニーズの高まりに応えるため、幹線道路の整備や、地区レベルの街路の再整備（グレードアップ等）等を面的に実施し、21世紀の豊かな都市空間形成に向けた先導的な都市づくりを支援する。</p>	<p>●伝統的建造物群保存地区、国指定文化財等を含む歴史的環境が卓越し、その保全修景が必要とされる地区。</p> <p>●総合地区整備計画の策定</p> <p>●概ね100ha程度の一団の地区</p>	<p>●歴史的地区への誘導路整備、電線地中化、交通広場、歴史のみちすじの整備</p>
都市公園等整備事業	国土交通省	<p>都市における生活環境の改善、災害に対する安全性の確保および公害の防止を図り、都市の健全な発達と住民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>都市公園の種類は、任地基幹公園、都市基幹公園、大規模公園、国営公園、緩衝緑地等に分類される。要件はそれぞれにより異なる。</p>	<p>●広場・園路</p> <p>●各種施設 (修景・休養・遊戯・運動・教養・便益・管理)</p>
古都保存統合補助事業	国土交通省	<p>古都保存事業について地方公共団体の裁量性の高い補助制度を確立し、もって地方公共団体の創意を尊重しつつ歴史的風土の適切な保存を図るものである。</p>	<p>古都保存事業計画の策定(平成15年度から平成19年度まで)</p>	<p>●歴史的風土保存区域を対象</p> <p>●土地の買い入れ、損失の補償、歴史的風土保存施設の整備</p>
緑地環境整備総合支援事業	国土交通省	<p>都市における既存緑地の保全と併せて、公園、河川、道路等が一体的に事業を推進することにより、都市近郊の大規模な森の創出、緑の骨格軸の形成、都市内の水と緑のネットワーク構築を図る「緑の回廊構想」を推進する。</p>	<p>緑地環境整備事業計画の策定(平成16年度創設)</p>	<p>「都市公園事業」、「緑地保全事業」、「古都保存事業」の各補助事業の枠組みを超えた一体的な実施が可能であり、地方公共団体の裁量性が拡大されている。</p>

## 8-2 周辺の観光・集客施設との広域動線計画

逗子市内の公共施設・集客施設とその間の動線(図5-1)は、主として自動車かバス、タクシーによる連絡となる。バス路線はJR逗子駅がターミナルとなっており、一旦ここに戻って乗り換えとなる場合が多い。名越切通の短・中期整備では史跡指定地周辺に駐車場設置が困難なため、自動車による往来は難しい。したがって公共交通との連携を検討する必要がある。例えば各施設、史跡等を循環する1日券で乗り降り自由なバス路線を新たに設定するなどが可能であれば、利用者の移動が改善される可能性がある。さらに、長期整備におけるガイドンス施設の候補地を検討する際にも、循環バス路線は候補地選択の範囲を拡大できると思われる。

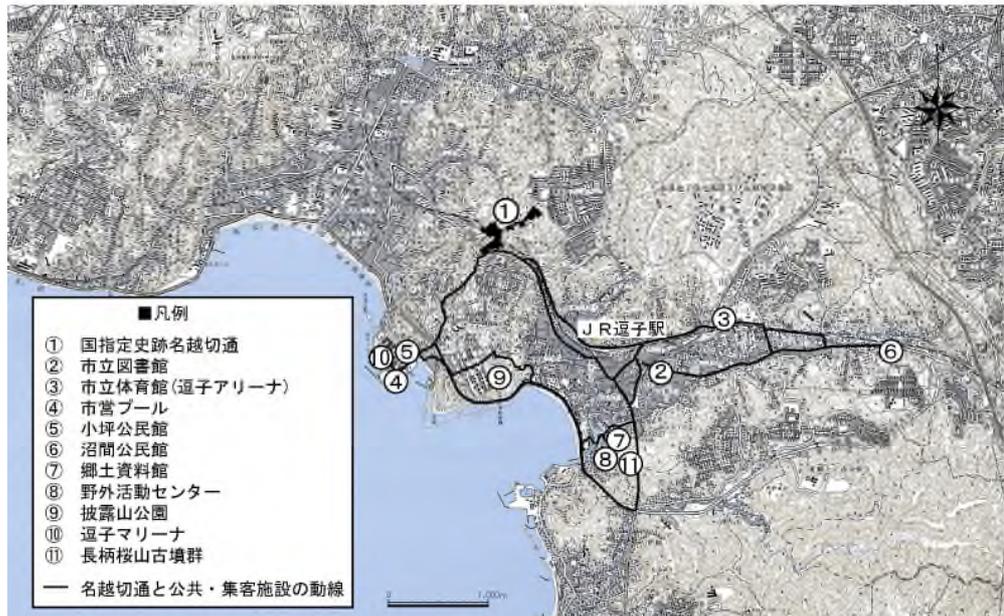


図5-1 広域動線 国土地理院『2万5千分の1地形図』「鎌倉」より抜粋・加筆

## 8-3 周辺の歴史環境整備ネットワーク

鎌倉およびその周辺の寺めぐりのルートなどは、休日を中心に多くの人々が訪れている。このような歩いて廻るコースの中に名越切通を位置づけるように検討する。以下に動線案の一例を示す。



図5-2 古刹を結ぶネットワーク 国土地理院『2万5千分の1地形図』「鎌倉」より抜粋・加筆

---

---

### ●岩殿寺、法性寺から名越切通へ

逗子方面から鎌倉に入るルート。岩殿寺は坂東三十三札所の第二番札所で、境内の最上部からは、大切岸をはじめ史跡指定地が一望できる(写真 5-5 参照)。県道沿いに北西に歩くと法性寺の山門に至る。奥の院を参拝するとその先はすぐ史跡指定地の法性寺口(の出入り口)となる。岩殿寺は、県道からやや奥にはいったところに位置しているため、一度県道に戻ってから法性寺に向かう。その付近や途中の県道に道標があれば、容易に利用できるルートである。

### ●安国論寺、長勝寺、妙法寺から名越切通へ

先のルートとは逆に鎌倉側から逗子方面に向かうルート。鎌倉市大町の妙法寺、安国論寺、長勝寺を参拝し、第3切通に向かうこととなる。各寺院までは道標が各所にあるため容易に歩けるが、JRの踏切を越え、切通の入口に至るまでは、やや不案内である。

### ●杉本寺、報国寺から名越切通へ

このルートは、坂東三十三札所、第一番の杉本寺や、竹の寺として有名な報国寺より、衣張山ハイキングコースか巡礼古道(ハイキングコース)を通り、浄明寺緑地を経て名越切通の逗子ハイランド口に至る。このルートの大きな特長は、一般道の区間が少なく、ハイキングコースの山道、浄明寺緑地内の園路(遊歩道)といった歩道が多くを占めることである。路沿いには小規模なやぐら群や多数の石碑があり、緑豊かで歴史的な空間は史跡への導入部分として相応しい。また、杉本寺から鶴岡八幡宮までの間には古刹などの名所も多い。

### ●神武寺、東昌寺から名越切通へ

これらの寺院は、逗子市の中心市街地を挟んで遠方にあるが、京急神武寺駅からは至近距離であるため、新逗子駅経由でバスに乗り換え、名越切通に至ることも可能である。

以上のようなネットワークを検討し、ルート上への案内板、道標の設置などを計画する。

## 9. 公開活用の計画

### 9-1 情報発信

保存対策工事に伴い閉鎖されている第1切通や、公有化後に閉鎖されているまんだら堂やぐら群について市民や来訪者に対して、情報を広く発信する必要がある。

発信する情報の内容を以下に示す。

- 調査成果(発掘調査、現況調査、地質、植生調査等自然科学の調査成果)
- 保存対策工事の技術

情報発信の形態としては、広報、ホームページ、市刊行の報告書(発掘調査報告書や整備事業報告書)等があげられ、定期的あるいは臨時的なものとしては、遺跡の現地説明会、シンポジウム(講演会、学会発表等)が挙げられる。

また、より多くの市民や観光客にPRするために、マスコミや、駅、観光案内所等の集客施設への協力を依頼することも必要である。その際に、鎌倉の来訪者への情報提供も考慮する。

---

---

## 9-2 活用プログラム

活用プログラム案として、以下のことが考えられるが、市民による発案・企画を積極的に募り、可能な限り市民が主体となって運営する方針とする。

- 日常管理：清掃、草刈り、パトロール（公開・非公開エリア）  
遺跡の説明・ガイド（現地で来訪者に遺跡の概要等を説明、案内する）
- 学校教育：小中学生の郷土史学習や社会科見学、高校生のクラブ活動
- 生涯学習：一般市民を対象とした歴史講座
- イベント：公開参加の考古学調査（発掘・踏査・測量等）  
史跡撮影会、写生会、句会、演奏会、茶会など  
古都の史跡めぐりスタンプラリー（ハイキング）  
やぐらでの供養の再試行
- 技術継承：遺跡の保存技術継承および遺跡保護への関心の向上を図るため、整備の過程（調査、工事）および維持管理工事の公開

また、学術的な調査を長期的に継続する方針のため、学術的な研究フィールドとして活用する。内外の大学・研究機関の歴史考古学、保存科学等の研究者が参加できる学術研究を進めるものとする。

## 10. 公開活用施設設置の計画

### 10-1 屋外施設の計画

各ゾーンでの整備計画で述べたように、景観に配慮しつつ、案内板、道標、説明板、ベンチ、野外卓、フェンスおよび門などの学習施設、便益施設、管理施設を設置する。案内板等は統一感のあるものとする。

近年、都市公園では管理上の都合により、ごみ箱を撤去するケースが多く見られ、このような実情は一般利用者にも理解されているので、当史跡にもごみ箱を設置は計画しない。各施設の概要計画を以下に示す。今後の実施計画においては、この計画にもとづき、デザインや位置を具体的に検討する。全体の整備計画図を、図 5-5（第 5 章の最後）に示す。

#### 10-1-1 案内板

名越切通の 5 箇所入口それぞれに、遺跡の概要を示す案内板を設置する。記載内容を以下に示す。

- 史跡案内図、概説、利用上の注意点
- 周辺の史跡、名所、バス停、ハイキングコースへの連絡方法
- 歴史的風土保存区域、国指定史跡指定地の案内

案内板は来訪者が体勢を変える必要がなく、自然な目線で見えるものが望ましい。そのため高さは 800～1,500mm 程度の間で設定し、文字の大きさ等を考慮する。



写真 5-6 歴史的風土特別保存地区案内板の事例  
金閣寺特別保存地区(京都市北区)

写真 5-7 史跡地案内板の事例  
中城城跡 (沖縄県中城村)

### 10-1-2 説明板

A区切通、B区まんだら堂やぐら群、C区大切岸の各ゾーン内の公開展示の遺構について、それぞれの遺構説明のための説明板を設置する。

遺構等を眺める際、視界を遮らないよう、案内板のような直立型のものではなく、下例のように上から覗く形のものとする。説明板のデザインは史跡内に統一感を持たせるため、ゾーンが異なっても同型のものとする。



写真 5-8 説明板の事例  
西都原古墳群 (宮崎県西都市)

写真 5-9 説明板の事例  
河村城跡 (神奈川県山北町)

また、説明板は必要かつ十分な範囲で最小限の大きさで内容にとどめ、携行し、個々に説明を受けることのできる端末機の導入や携帯電話でのサービス(サイトの利用)など、様々な方法を検討する。

### 10-1-3 道 標

史跡内園路の分岐点に設置する。来訪者が史跡内を迷わず、同じ道をできるだけ通ることなく巡り、史跡を十分に堪能できるような動線計画とするため、それぞれの道がどのゾーンへつながるか、その名称と方向を分かりやすく示した道標を設置する。史跡の雰囲気を保つため、立て看板型ではなく、写真 5-10, 11 のような石柱型の採用も検討する。



写真 5-10 道標の事例  
石垣山一夜城 (神奈川県小田原市)

写真 5-11 道標の事例  
国指定史跡 雷神山古墳 (宮城県名取市)  
『史跡雷神山古墳保存修理整備報告書』より

---

#### 10-1-4 ベンチ

C区大切岸の芝生広場には、発掘調査で検出された往時の規格にもとづき、同質の石材を用いたベンチを設置し、ここで生産した石材のイメージを表現する等、工夫が必要である。

B区まんだら堂やぐら群の第3切通東西の平場に設置する野外卓およびベンチは、地下遺構への影響を考慮し、基礎を打ち込むものにはせず、調査の際に移動可能なものとする。

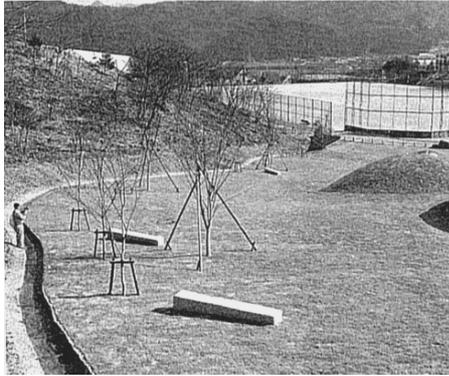


写真 5-12 ベンチの事例  
国指定史跡 箕谷古墳群（兵庫県養父郡）  
『史跡箕谷古墳群保存整備事業報告書』より

#### 10-1-5 柵、フェンス

柵はC区大切岸下の平場や、東側奥の石切場跡前に設置する。柵は景観を損ねないデザインとする。

フェンスは門とともに、B区まんだら堂やぐら群の立ち入り制限区域を明確にする等、管理上不可欠ではあるが、必要以上に視界を遮ったり、威圧感を与えないような高さに留める。

柵、フェンスは参考例（写真5-13）のような竹の柵、擬木柵や生垣とし、緑地景観に溶け込ませる。



写真 5-13 竹の柵と低木の生垣の事例  
金閣寺特別保存地区（京都市北区）

#### 10-1-6 門

門はB区まんだら堂やぐら群の入口（2箇所）に設置する。設置にあたっては中世の雰囲気を感じさせる意匠のものが良いと考えられるが、復元施設であるかのような誤解を招くことのないよう、十分に注意する。

#### 10-1-7 電気・水道施設

地形的な制約から、現状では、便益施設を除き、電気・水道施設の設置を計画しないが、長期的には設置することを検討し、水飲み場等の便益施設としての利用や、また、整備に伴うさまざまな作業や維持管理の作業性の向上を図る。

### 10-1-8 史跡指定地外の屋外施設

史跡指定地外においては、鎌倉市をはじめ各関係機関と十分な協議調整を行ったうえで、案内板等の設置を計画する。

#### ①史跡指定地への案内板

名越切通周辺に近接する史跡、公園、最寄りのバス停、交差点、および市内の集客施設や逗子駅前に、名越切通までの案内板あるいは道標を設置する。候補となる近接する史跡、公園等を以下に示す。デザイン、設置位置は、それぞれの所有者、管理者と協議する。

寺院：法性寺、岩殿寺、安国論寺、長勝寺、妙法寺、杉本寺、報国寺  
(名越切通との寺めぐりネットワークが可能な寺院)

公園：浄明寺緑地(子ども自然ふれあいの森)

ハイキングコース：衣張山ハイキングコース等

#### ②小坪階段前の横断歩道の設置

小坪階段下の道路(市道：二車線)には、小坪階段口側(階段側)に歩道が設置されていない。小坪階段口から「緑ヶ丘入口」バス停に行くためには、道路を横断して向こう側の歩道を利用することとなる。よって、来訪者の安全のために横断歩道の新設も考えられるので、関係機関と十分な調整を行う。

#### ③バス停名の変更

来訪者が最も利用するとみられる「緑ヶ丘入口」バス停の名称を「名越切通」等、史跡に直結する名称に変更し、市外の来訪者に判り易くする。地元、バス会社および関係機関に協力を要請する。

## 10-2 ガイダンス施設の計画

### 10-2-1 施設機能計画

ガイダンス施設は、長期整備の中核であり、史跡指定地外に建設する。ガイダンス施設に求められる体験学習機能としての屋内展示は、史跡地内では展示できない情報を提供する。展示計画を表5-7に挙げる。

表5-7 ガイダンス施設の展示計画

展示手法	展示内容
模 型	●中世都市鎌倉の地勢模型(鎌倉文化圏の各コア物件を名越切通から眺望する) ●まんだら堂やぐら群全体の立体復元模型
レプリカ	●やぐらの実物大レプリカ(石塔、仏像、付帯施設の表現) →レプリカの中に入ってやぐらを体感できる。
映像／ジオラマ	●鎌倉の防衛機能(史跡指定理由)の表現 ●切石生産や、流通消費の様子 ●切通、やぐらの保存処理、損壊対策の状況(整備のための調査・研究、工事の過程)の紹介

ガイダンス施設には、「体験学習機能」のほかに、「整備、運営の管理機能」、「活用の拠点機能」、「遺物の保存処理および収蔵機能」、「情報発信、学術的な研究機能」、「便益機能」といった機能が求められている。

---

---

## 10-2-2 候補地の検討

史跡を訪れる人の大半は、史跡そのものに興味を持っていると推測される。したがって、その他の多くの人に「名越切通」を知ってもらうためには、ガイダンス施設の設置を史跡指定地周辺に限定して考えるのではなく、史跡指定地から離れていても、多くの人が気軽に足を運べるような便利な場所に建設することも一案である。そのためには、ガイダンス施設に求められる各機能を複数箇所に分散する方法もある。また、逗子市と葉山町にまたがって存在する国指定史跡長柄桜山古墳群の史跡整備基本構想においてもガイダンス施設の設置が挙げられており、当史跡のガイダンス施設と統合して建設することも視野に入れる。

以上のようなことを考慮すると、ガイダンス施設の候補地は以下の4通りが考えられる。

- ① 史跡指定地に隣接する範囲
- ② 史跡指定地周辺の徒歩圏
- ③ 史跡指定地から離れているがアクセスの良い所
- ④ 史跡指定地から離れているがアクセスが良く、長柄桜山古墳群のガイダンス施設と統合した施設の立地としてふさわしい所

史跡指定地に隣接する①の範囲は全て市街化調整区域であり、基本的に開発が制限されているため、規模の大きいガイダンス施設の建設は難しいといえる。

都市公園「名越緑地」をはじめとする②の範囲は、第1種低層住居専用地域および第1種住居地域であり、前者では集客施設の建設は認められていない。後者の実態は道路沿いの住宅地に相当し、ガイダンス施設を建設するほどの広さの用地が存在していない。

③、④はアクセスの良い場所として、JR逗子駅および京急新逗子駅周辺または、その徒歩圏内が適切と考えられる。両駅周辺は中心市街地の商業区域であることを考慮すると、大型再開発施設（ビル）の1フロアをガイダンス施設として活用することも一案である。また、「8-2 周辺の観光・集客施設との広域導線計画」で述べたように、既往の集客施設を結ぶ循環バスといった、新たなアクセス方法の創出により、候補地となる範囲も拡大することができる。

また、来訪者のアクセスを考慮する必要性の少ない「遺物の保存処理および収蔵機能」「情報発信、学術的な研究機能」を分離すれば、候補地の検討余地が広がる。

候補地点それぞれについて以下のように検討する。

- ① 展示内容を絞り込み、無人のビジターセンター等の規模にする。すなわち、限定された「体験学習機能」および小規模な「便益機能」のみとし、他の機能は、別の場所に設置した施設で行う。
  - ② 法規制の範囲内で建設規模を検討する。集客施設にあたらぬ「遺物の保存処理および収蔵機能」、「整備、運営の管理機能」、「便益機能」等を担う施設とする。また逆に、名越緑地の用途地域を変更し、全ての機能がまかなえる集客施設の建設を可能とすることを検討する。
  - ③ および④  
機能の分散や、アクセス方法を考慮しつつ、地域活性化の拠点のひとつとすることも視野に入れ、逗子市の長期的な都市計画の中に位置付けるよう、検討する。
-

---

---

## 11. 事業計画

### 11-1 整備スケジュール

史跡整備および史跡周辺の整備を進めるにあたっては、考古学調査の進捗や整備の優先度等を勘案し、短期・中期・長期の3段階に分けて方針を示した。その方針に従い、各整備段階における整備内容および方向性を以下に示す。

#### 11-1-1 短期整備計画

歴史空間ゾーンB区まんだら堂やぐら群をはじめとする遺構の保存対策は平成21年度(2009年)までにおおむね終了する計画とする。歴史空間ゾーンA区切通およびC区大切岸は、考古学調査の結果によって整備内容を変更する可能性は極めて少なく、園路整備や案内板等のサイン施設の整備で公開できる見通しである。よって、平成18年度(2006年度)以降に実施計画・基本設計にはいり、平成21年度(2009年)に整備工事がおわり、これをもって短期整備を終了する計画とする(図5-3)。便益施設ゾーンの2つの便益施設も併せて整備する。短期整備終了時のイメージパースを、巻頭グラビアに掲載する。

#### 11-1-2 中期整備計画

歴史空間ゾーンB区まんだら堂やぐら群は、やぐら群前の平場における考古学調査結果に基づいて、具体的な遺構展示/表示の整備内容が決まるため、現段階では平成20年度(2008年度)以降に実施計画策定にはいるものとする。B区での整備事業は可能な限り公開し、活用の一環とする。平成24年度(2012年)に整備工事が終わり、これをもって中期整備を終了する(図5-4)。また、史跡指定地が追加された場合も含め、非公開としているエリアにおいての公開の可能性を検討し、可能となれば公開整備を計画する。

#### 11-1-3 長期整備計画

長期整備の中心となるガイダンス施設の建設は、周辺整備となる名越緑地の公園整備計画や長柄桜山古墳群の史跡整備計画を含む逗子市の都市計画の中での検討に大きく依存する。周辺整備については、対象地の名越緑地をはじめ不確定要素が多く、検討を重ねる必要がある。周辺整備において駐車場の確保が可能となれば、利便性が高まる。よって、平成27年度(2015年)を目標に長期整備を終了する計画とする(図5-5)。また、遺構の維持管理工事や緑地保全といった整備後も継続する項目についての検討を行い、実施する。

なお、今後の調査によって往時の状況が新たに明らかになった遺構については、調査成果を整備に適切に反映するものとする。また、現状で遺構の損壊の確認されないまたは損壊の危険性が低いと判断される箇所についても、遺構の状態が悪化した場合、その状況の変化に応じて適切な保存対策を講じるものとする。

以上の段階的整備の内容を年次計画として整理し、表5-8に示す。



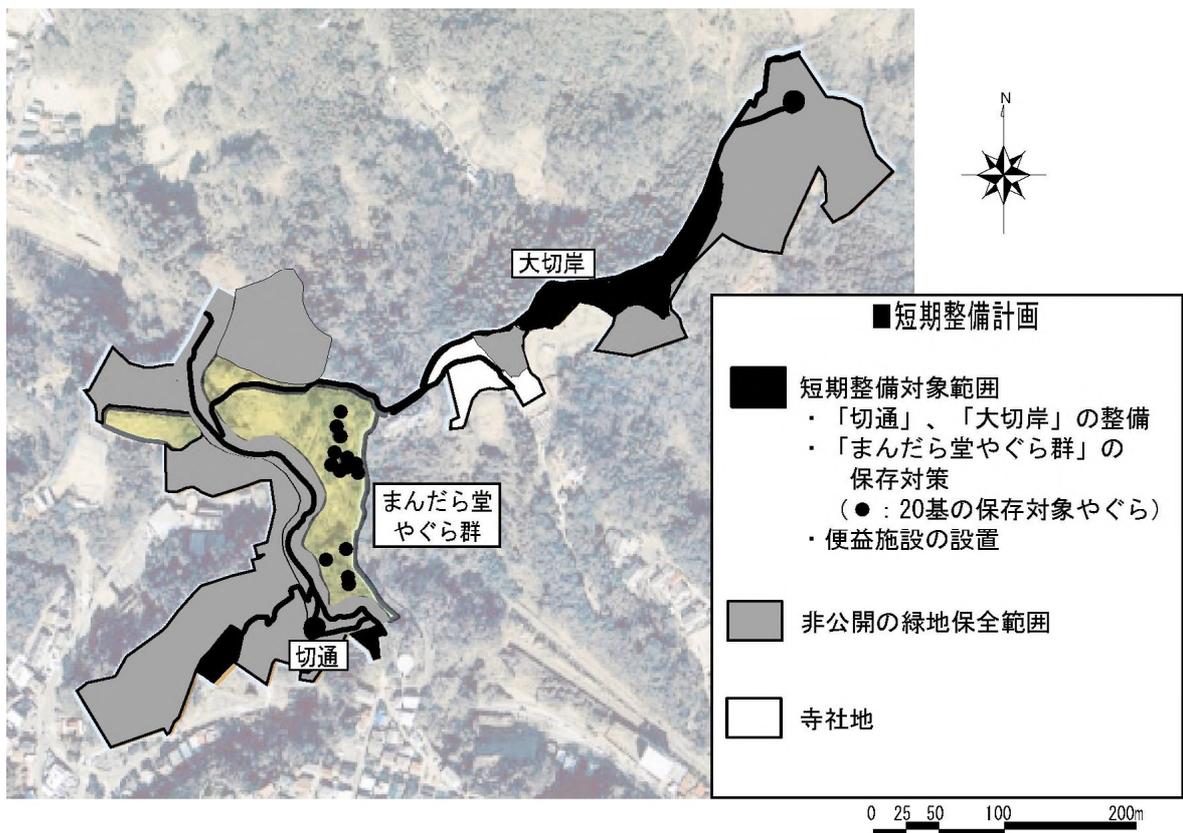


図5-3 短期整備計画

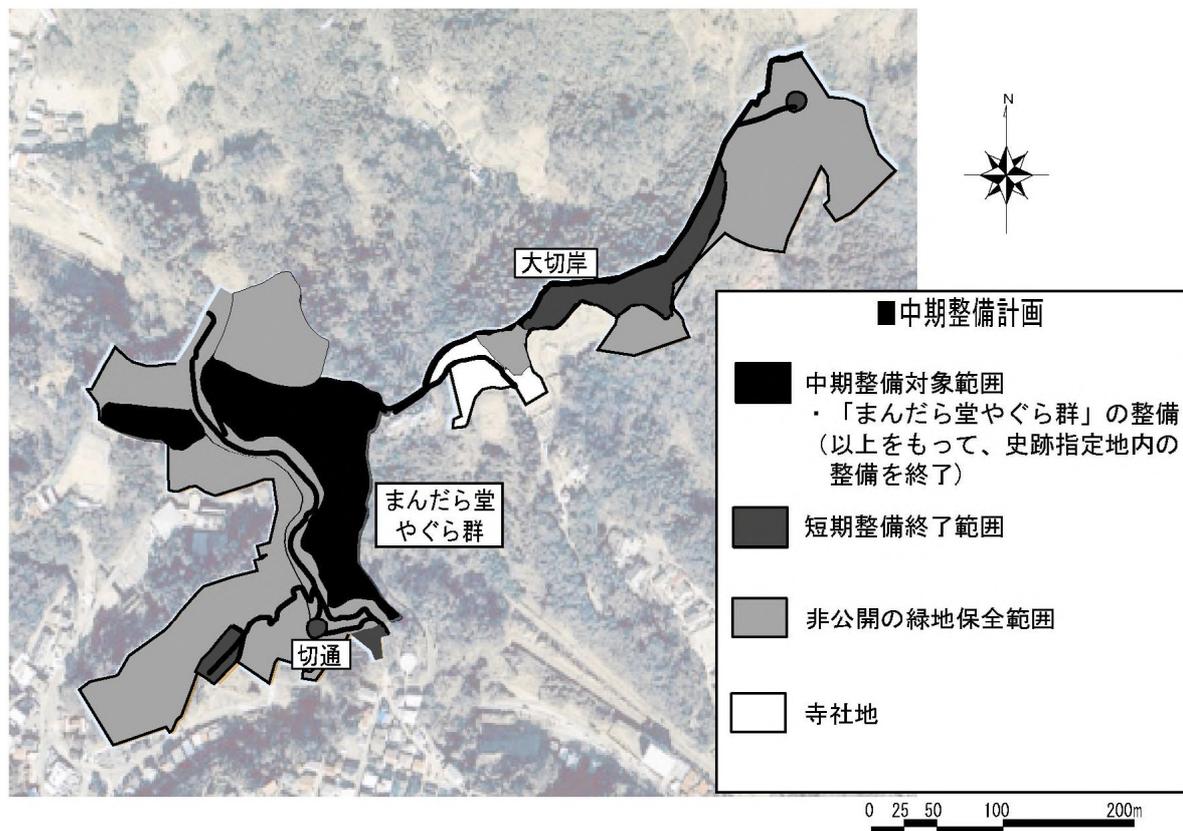


図5-4 中期整備計画

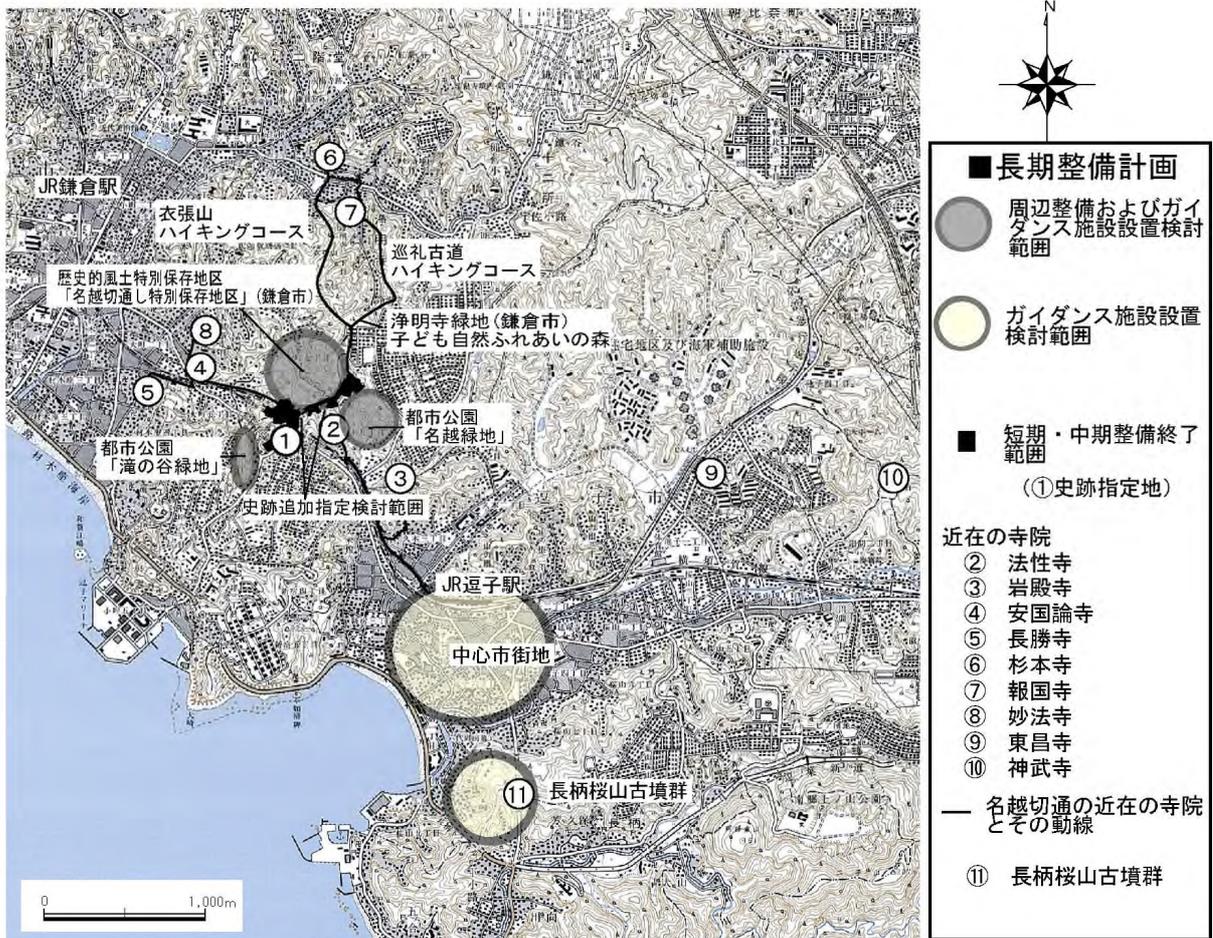


図 5-5 長期整備計画 国土地理院『2万5千分の1地形図』「鎌倉」より抜粋・加筆

## 11-2 今後の課題

### 11-2-1 ガイダンス施設用地の確保

ガイダンス施設の用地については、「10-2 ガイダンス施設の計画」で検討したように、現段階では候補地が絞りきれず、その具体的な規模や機能の分散についても同様であった。今後の周辺地域における動向に対応しつつ、あらゆる可能性を検討し、遅くともガイダンス施設整備の実施計画策定前には具体的な方向性を示す必要がある。

### 11-2-2 史跡の追加指定

『(新)保存管理計画』の整備基本構想策定時に課題とされた、史跡指定地の追加指定を検討する。史跡指定地追加検討範囲は、以下の2箇所である。

- いわゆる「六老僧やぐら」を含むやぐら群地域(民有地)
- 大切岸前面の平場(民有地)

---

---

### 11-2-3 世界遺産登録への対応

鎌倉市では、「武家の古都・鎌倉」として、世界遺産への登録準備を進めている。当史跡もこれを構成するコア遺跡のひとつとしてとらえられている。したがって、その動向をふまえた整備保存とすることが長期的な課題である。具体的には、神奈川県が主催する「古都鎌倉世界遺産登録検討連絡会議（神奈川県、鎌倉市、横浜市、逗子市）」を通して関係機関との調整を行い、世界遺産を構成する他のコア遺跡とのネットワークとなる整備や、名越切通が世界遺産の中で担う役割を検討する。

### 11-2-4 整備後の管理

整備事業が終了後、史跡指定地の公園としての管理形態を検討する必要がある。ひとつには、周辺整備の地域と一体とした公園、あるいは史跡指定地単独の公園として都市計画を行うことであり、また行政内部の管理部局を明確にすることである。

以上の整備基本計画をまとめ、図 5-6 に史跡指定地での整備図を示す。

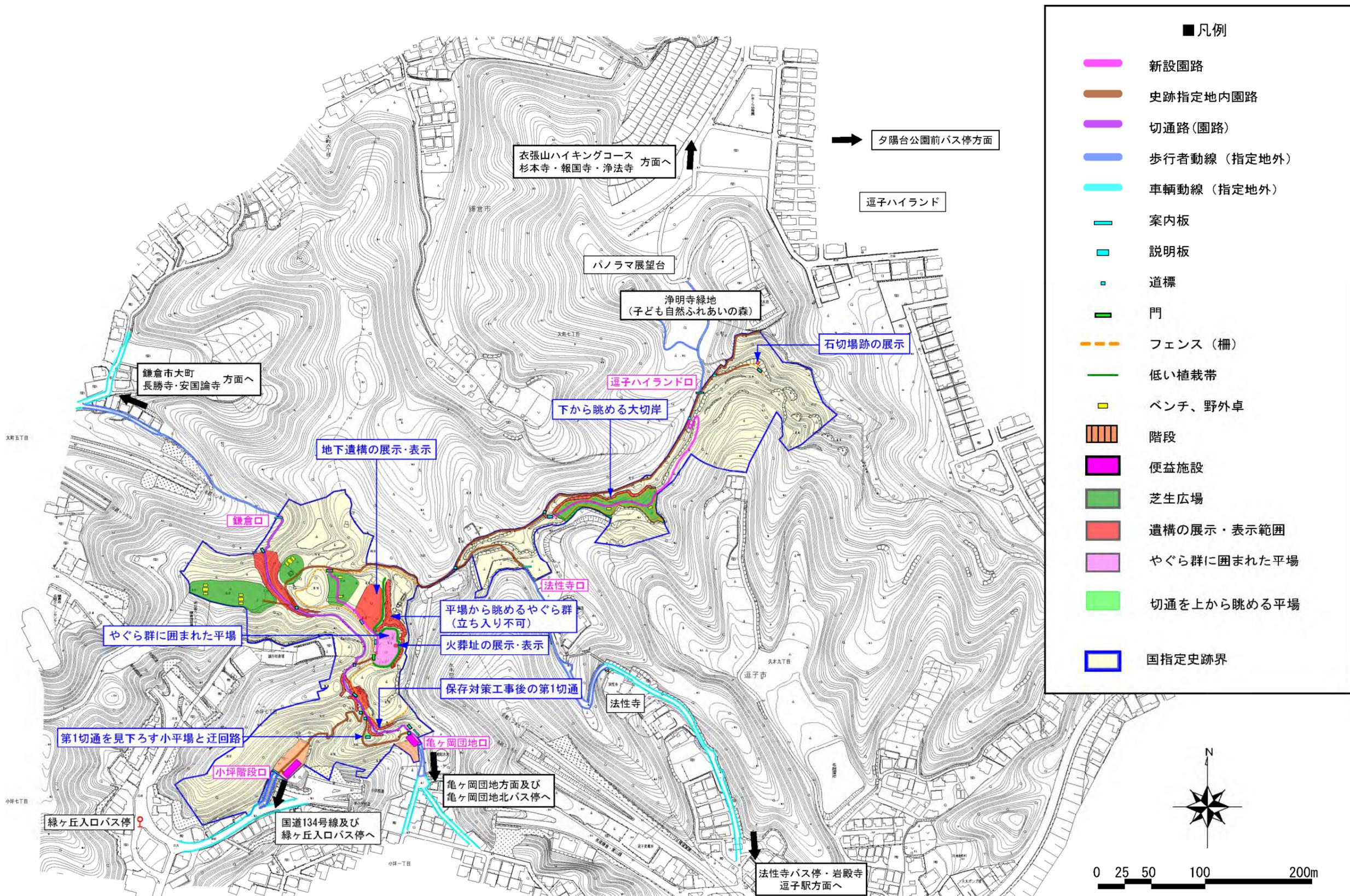


図5-6 史跡指定地内の整備計画図(中期整備終了時)